

議案第56号

平成30年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

平成30年度川崎市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,485千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ358,493千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成31年2月12日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 歳 入 歳 出

予 算 補 正

歳 入

款	項
1 繰 入 金	
	1 繰 入 金
4 市 債	
	1 市 債
歳 入	合 計

補 正 前 の 額	補 正 額	計
21,553 ^{千円}	5,495 ^{千円}	27,048 ^{千円}
21,553	5,495	27,048
—	10,990	10,990
—	10,990	10,990
342,008	16,485	358,493

歳 出

款	項
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費
歳 出	合 計

補 正 前 の 額	補 正 額	計
292,889 ^{千円}	16,485 ^{千円}	309,374 ^{千円}
292,889	16,485	309,374
342,008	16,485	358,493

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	千円 10,990	政府資金から普通貸借による。	無利子	母子及び父子並びに寡婦福祉法に定めるところにより償還する。